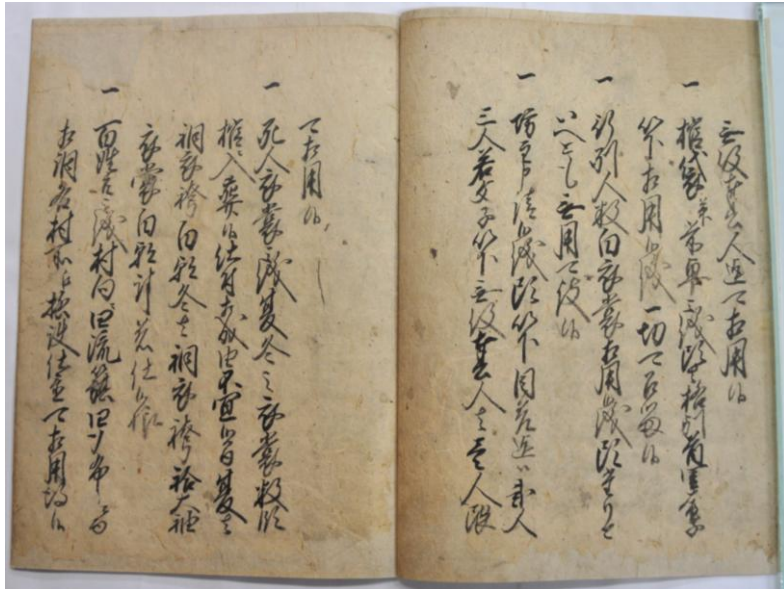


有形文化財
【古文書】

みやぎ しんゆう け おぼえ
宮城信勇家「覚」

指定年月日／2004(平成16)年12月24日
所在地／登野城4-1(八重山博物館)



この「覚」は、1857年に翁長親方らが作成し、王府から八重山へ布達した『八重山島諸締帳』の末尾部分で、「葬礼定之事」が記されている。

内容は、野辺送りで使用される四流旗と道幕の数、長さの規定、四ヶ村(登野城・大川・石垣・新川)では両方を村番所に保管して頭以下無役の奉公人(士族)まで使うことと規定している。四流旗とは、野辺送りの時に葬列の前方に掲げる4枚の旗で、「仏諸行無常」「法是生滅法」「僧生滅滅已」「宝寂滅為楽」の経文が書かれる。道幕は葬列の外側に張る長布である。「覚」には、四流旗の長さ四尺(約1.2m)、道幕の

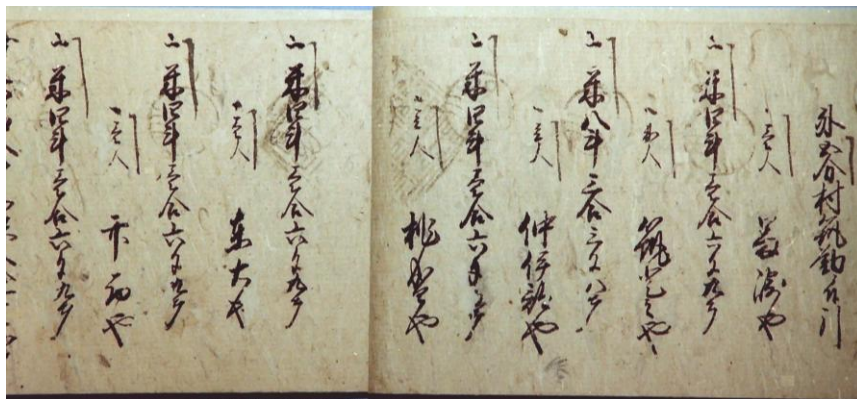
長さ九尺(約2.7m)と規定されている。また、百姓たちについても、四流旗を作り各村番所に保管して使うことと規定している。ほかに、葬儀の時に坊主を招請する場合、頭以下目差までは2~3人、若女子以下無役の士族は1人に限るとし、百姓たちは1人まで、生活に困っている者は坊主と呼ばなくてもよいとの規定もあり、当時の葬礼を知るうえで貴重な史料である。

市指定

有形文化財
【古文書】

うえはらむらにんとうぜいうけとりちよう
上原村人頭税請取帳

指定年月日／2004(平成16)年12月24日
所在地／登野城4-1(八重山博物館)



この請取帳は、1872(明治5)年に西表島上原村が人頭税を蔵元に納めた際の蔵元側の収納記録である。「申年諸上納米請取帳」、「申年年貢部下米請取帳」、「申年所遣米請取帳」、「申年式度夫賃米請取帳」、「申年御用物料并毎年御用白木綿布代所望物代米請取帳」、「申年三度夫過上米所遣座木分細工手間米請取

帳」の6冊が合綴されている。

上原村の役人が作成し、提出した上原村の米納に関する書類を、蔵元役人が内容を点検し、承認した後に発行した請取書の原簿とみられる。1902(明治35)年まで続いた人頭税制では、賦課にあたって村位を上・中・下の3等級、人位を年齢によって上(21~40歳)・中(41~45歳)・下(46~50歳)・下々(15~20歳)の4等級に区分し、両者の組合せで村ごとの税額を定めた。

この請取帳には、上原村の士族8家族(納税者16人)、百姓21家族(同43人)、流刑人1人が蔵元へ納めた税の種類や額が具体的に記録されている。当時の八重山の村における税制を知るうえで貴重な史料である。